

# 集団扱特約 目次

(2022年4月改定)

第1条 特約が適用される範囲	第9条 特約が効力を失った保険契約の取扱
第2条 特約を適用する手続	第10条 集団とのとりきめによる取扱
第3条 契約日の特例	第11条 主約款の適用
第4条 保険料率	第12条 5年ごと利差配当付医療保険等に付加する場合の特則
第5条 保険料の払込方法	第13条 無配当定期保険等に付加する場合の特則
第6条 保険契約の更新	第14条 5年ごと配当付介護保障定期保険等に付加する場合の特則
第7条 社員配当金の割当および支払	
第8条 特約の失效	

## 集団扱特約

### (特約が適用される範囲)

第1条 この特約は、当会社と集団取扱契約を締結した官公署、会社、工場等の団体または組合、連合会もしくは同業団体等の集団（以下団体を含めて「集団」といいます。）で、保険契約が次の条件を備える場合に限り適用します。

- (1) 集団または集団の代表者もしくは集団に所属する者を保険契約者（以下「契約者」といいます。）とすること。
- (2) その集団において保険料の一括払込が可能であること。
- (3) 被保険者は集団の所属員または同居の親族であること。ただし、組合、連合会もしくは同業団体等の加盟者を契約者とする場合には、その者の使用人を含みます。
- (4) 被保険者の数が10名以上であること。ただし、集団の所属員を契約者とする場合には、契約者および被保険者の数がいずれも10名以上であること。

### (特約を適用する手続)

第2条 この特約は、契約者または保険契約申込人から集団の取扱責任者を通じて会社に申出があった場合、その保険契約に適用します。

### (契約日の特例)

第3条 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。また、保険契約に責任開始期に関する特約が付加されている場合は、その特約条項とします。以下本条において同じ。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日を含む月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間、その他期間の計算および年齢の計算は、この日を基準とします。

2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、契約年齢、保険期間、保険料払込期間、その他その保険契約における期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料の過不足があれば支払金と精算します。

### (保険料率)

第4条 この特約を適用する保険契約に対する保険料は集団扱の保険料率によります。

2 前項の保険料率は、被保険者の数の増減があった場合、会社の定めるところによって、毎年の契約締結応当日に変更することがあります。

### (保険料の払込方法)

第5条 保険料の払込方法は、年払または半年払もしくは月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

2 第2回以後の保険料（更新保険料を含みます。）は、集団を経由して払い込んで下さい。保険料の払込は集団が会社に払い込んだ日をもって、払込のあった日とします。

3 第2回以後の保険料については、集団から払い込まれた保険料総額に対する領収証を集団に交付し、個々の保険契約に対する領収証は発行しません。

4 保険料の払込方法を月払とした場合には、毎月の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。）を含む月の初日から末日まで（以下「払込期月」といいます。）に払い込んで下さい。この場合、払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。

5 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を契約者（保険金を支払うときは、その保険金の受取人）に払い戻します。

### (保険契約の更新)

第6条 この特約を付加した保険契約の保険期間が満了する場合には、契約者が保険期間満了の日の2週間前までに保険契

約を継続しない旨通知しない限り、保険契約は更新して継続されます。ただし、保険契約が主約款に定める更新を取り扱わない場合に該当するとき、または更新の際の被保険者の数が会社の定める数に満たないときは更新の取扱はしません。

2 保険料の払込方法が月払の場合には、更新保険料の払込については、第5条第4項の規定を準用します。

#### (社員配当金の割当および支払)

第7条 この特約を付加した保険契約については、会社は、主約款に定める社員配当金の割当に関する規定にかかわらず、毎事業年度末にその時の有効な保険契約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金の割当を行ないます。ただし、計算の都合上その全部または一部を次年度に繰り越すことがあります。

2 前項により割り当てた社員配当金は、次の事業年度の年単位の契約応当日に有効で、かつ、その日までの保険料が払い込まれている保険契約に対して、主約款に定める社員配当金の支払に関する規定を準用して支払います。

#### (特約の失効)

第8条 次の場合には、該当保険契約について、この特約は効力を失います。

(1) 保険料の払込方法を月払とした場合には、第2回以後の月払保険料が第5条第4項の猶予期間の満了日までに会社に払い込まれなかつたとき。

(2) 契約者または被保険者が第1条に該当しなくなつたとき。

2 被保険者の数（集団の所属員を契約者とする場合には、契約者および被保険者の数）が10名未満になり、6ヵ月以内（月払の保険契約の場合は、3ヵ月以内）に補充できなかつたときは、残存する保険契約についてこの特約は効力を失います。

3 会社と集団との間に締結された集団取扱契約が解約された場合には、その集団に属する保険契約についてのこの特約は効力を失います。

#### (特約が効力を失つた保険契約の取扱)

第9条 この特約が効力を失つた場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向かって更正します。

2 前項により、個人扱の保険契約となつた場合には、次に払い込む保険料を、この特約が効力を失つてから2ヵ月以内に払い込んで下さい。

#### (集団とのとりきめによる取扱)

第10条 契約日の取扱（第3条）、保険料の払込方法（第5条）、社員配当金の支払方法（第7条）またはその他の事項について、特に集団との間に別のとりきめがある場合には、そのとりきめによるものとします。

2 前項の規定により、この特約の適用される保険契約の契約日が、会社が保険契約の申込を承諾した日以後、かつ、主約款に定める会社の責任開始の日前となる場合には、会社は、契約日を責任開始の日とみなして取り扱います。

3 前項の場合で、契約日以降、第1回保険料が払い込まれる前に、保険金または給付金の支払事由が発生したときは、会社は、第1回保険料が払い込まれるまでその保険金または給付金を支払いません。

4 第2項の場合で、契約日以降、第1回保険料が払い込まれる前に、保険料の払込免除事由が発生したときには、会社は、第2回以後の保険料の払込を免除します。

#### (主約款の適用)

第11条 この特約に定めていない事項は、すべて主約款の規定を適用します。

#### (5年ごと利差配当付医療保険等に付加する場合の特則)

第12条 この特則は、この特約を5年ごと利差配当付医療保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療給付保険に付加する場合に適用します。

2 第7条（社員配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

#### (無配当定期保険等に付加する場合の特則)

第13条 この特則は、この特約を無配当定期保険、無配当定期保険（低払戻金型）、無配当介護保障定期保険、無配当医療保険または無配当新医療保険に付加する場合に適用します。

2 第7条（社員配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

#### (5年ごと配当付介護保障定期保険等に付加する場合の特則)

第14条 この特則は、この特約を5年ごと配当付介護保障定期保険、5年ごと配当付医療保険(09)、5年ごと配当付終身医療保険(09)、医療保険(16)、終身医療保険(16)【払戻金なし型】、医療保険（有配当/2022）または終身医療保険（有配当/2022）【払戻金なし型】に付加する場合に適用します。

2 第7条（社員配当金の割当および支払）の規定は適用しません。